意見書案第16号 令和3年6月29日提出 令和3年6月29日可決

 提出者
 市議会議員
 角
 田
 修
 一

 同
 原
 部
 忠
 幸

 同
 長谷川
 薫

 同
 中
 里
 武

LGBTなど性的少数者への理解増進を図る意見書

「性的指向及び性同一性に関する国民の理解増進に関する法律」案(LGBT 理解増進法案)は、今国会の成立が見送られた。法案は、政府に理解促進のための基本計画策定を義務づけ、国や自治体が対策に努めると記した。事業主や学校にも、環境整備に努力するよう求めている。

体の性と心の性が一致しない人が、就職や職場での待遇で不利益を被るケースは後を絶たず、身近な人から性的指向や性同一性に関する個人情報を周囲の人々へ暴露をされて苦しむ人も少なくない。市民の人権尊重及び多様性の観点から、LGBTへの配慮を進めていくことは社会的要請となっている。

文部科学省では、平成27年にLGBTの子どもたちを支援する文書「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を取りまとめ、全国の学校へ通達している。さらに、群馬県では令和2年12月に「ぐんまパートナーシップ宣誓制度」を開始するなど、各地方自治体において、LGBTへの理解を深める独自の施策が取られ始めている。しかし、それらの動きは国際的に見てまだまだ不十分なものであり、我が国においてはLGBTへの理解を進めることが急務である。

よって、国においては、LGBTなど性的少数者への理解増進に向けて法制化を行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月 日 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 あて 総務大臣 法務大臣